

産業雇用安定助成金を活用して 雇用を維持しませんか

令和4年1月から雇用調整助成金の上限額が変更になります。このため、**産業雇用安定助成金の上限額の方が高くなります**（さらに、出向初期経費として出向者一人につき**出向元・先に最大15万円（初回のみ）**が支払われます）。

1. 雇用調整助成金の上限額の変更

判定基礎期間の初日	令和3年5～12月	令和4年1・2月	令和4年3月
中小企業	4/5 (9/10) 13,500円/日	4/5 (9/10) 11,000円/日	4/5 (9/10) 9,000円/日
大企業	2/3 (3/4) 13,500円/日	2/3 (3/4) 11,000円/日	2/3 (3/4) 9,000円/日

- ※ 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合
- ※ 上記の助成率及び上限額は、「原則的な措置」について記載したものです。業況特例・地域特例に該当する場合は、大企業・中小企業ともに、助成率は4/5（解雇等を行わない場合10/10）、上限額15,000円となります。

(詳細はこちら)



2. 産業雇用安定助成金の助成率及び上限額

○出向運営経費

出向元企業および出向先企業が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

	助成率及び上限額（1人1日当たり）
中小企業	4/5 (9/10) ※ 12,000円/日 （出向元・先の計）
大企業	2/3 (3/4) 12,000円/日 （出向元・先の計）

- ※ 独立性が認められない事業主間の出向の場合の助成率：中小企業2/3、大企業1/2

○出向初期経費

- ・就業規則や出向契約書の整備費用、出向元企業が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先企業が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

- ※ 独立性が認められない事業主間の出向の場合は助成対象外

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額	各5万円／1人当たり（定額）	

(詳細はこちら)



- ※ 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



3. 令和4年1月以降の事業主負担額の比較①



賃金額30万円の労働者の場合（令和4年1月のケース）

雇用調整助成金の場合（休業前賃金額の100%の休業手当が支払われる場合）

- 休業手当の支払額15,000円（※1） / 1日、休業期間1か月（20日間）
- $15,000円 \times 90\%$ （※2） = 13,500円 > 11,000円
- $11,000円 \times 20日間$ = 220,000円支給
- 休業手当支払額30万円-助成額22万円 = 8万円
- 事業主負担は**8万円**

※1 休業手当の額は労働基準法に定める平均賃金の60%以上であり、労使協定等により定められている必要があります。また、雇用調整助成金の助成額は、小規模事業主（従業員数が20人以下または個人事業主）の場合、実際に支払われた休業手当を基に算出しますが、小規模事業主以外の事業主の場合は、前年度に支払われた労働保険料の算定の基礎となった賃金額を基に算出されます。

※2 解雇等がない中小企業の場合になります（詳しくは表面をご参照ください）。

産業雇用安定助成金の場合（出向元が賃金を全額負担する場合（※1））

- 出向後の賃金支払額30万円、出向期間1か月（実労働日数 20日間）
- $300,000円 \times 90\%$ （※2） = 270,000円
- $12,000円 \times 20日$ = 240,000円
- $270,000円 > 240,000円$ 支給
- 出向元負担額30万円-助成額24万円 = 6万円
- 出向元事業主の負担は**6万円**
- 初回の支給申請の場合、**最大15万円（※3）**を出向元・先にそれぞれ支給。

※1 賃金の負担割合は出向元事業主と出向先事業主の出向契約で決定します。

※2 解雇等がない中小企業の場合になります（詳しくは表面をご参照ください）。

※3 生産量要件が一定以上悪化しているなどの要件を満たす場合になります（詳しくは表面をご参照ください）。

※4 支給対象となる賃金に算入される手当等の種別については、佐賀労働局産業雇用安定助成金ホットライン（0952-38-0654）までお問合せ下さい。



3. 令和4年1月以降の事業主負担額の比較②

賃金額30万円の労働者の場合（令和4年3月のケース）



雇用調整助成金の場合（休業前賃金額の80%の休業手当が支払われる場合）

- 休業手当の支払額12,000円（※1）／1日、休業期間1か月（20日間）
- $12,000円 \times 90\%$ （※2） = 10,800円 > 9,000円
- $9,000円 \times 20日間$ = 180,000円支給
- 休業手当支払額24万円-助成額18万円 = 6万円
- 事業主負担は **6万円**
- 従業員の収入は **6万円ダウン**

※1 休業手当の額は労働基準法に定める平均賃金の60%以上であり、労使協定等により定められている必要があります。また、雇用調整助成金の助成額は、小規模事業主（従業員数が20人以下または個人事業主）の場合、実際に支払われた休業手当を基に算出しますが、小規模事業主以外の事業主の場合は、前年度に支払われた労働保険料の算定の基礎となった賃金額を基に算出されます。

※2 解雇等がない中小企業の場合になります（詳しくは表面をご参照ください）

産業雇用安定助成金の場合（出向元と出向先が賃金を按分して負担する場合）

- 出向後の賃金支払額30万円、出向期間1か月（実労働日数 20日間）
- 賃金の負担割合（※1）：出向元が24万円、出向先が6万円
- $出向元240,000円 \times 90\%$ （※2） + $出向先60,000円 \times 90\%$ （※2）
= 270,000円 > $12,000円 \times 20日$ = 240,000円
- 240,000円を賃金の負担割合で按分（出向元8：出向先2）
= 出向元192,000円支給（出向先48,000円）
- 出向元負担額24万円-助成額19万2千円 = 4万8千円
- 出向元事業主の負担は **4万8千円**
- 従業員の収入を**維持**しながら事業主の**負担を軽減**できます。
- 初回の支給申請の場合、**最大15万円（※3）**を出向元・先にそれぞれ支給。

※1 賃金の負担割合は出向元事業主と出向先事業主の出向契約で決定します。

※2 解雇等がない中小企業の場合になります（詳しくは表面をご参照ください）。

※3 生産量要件が一定以上悪化しているなどの要件を満たす場合になります（詳しくは表面をご参照ください）。

※4 支給対象となる賃金に算入される手当等の種別については、佐賀労働局産業雇用安定助成金ホットライン（0952-38-0654）までお問合せ下さい。

